

2月号
の

疑

みらいふ からの ラフレター

ジュニアNISAって!?



ジュニアNISAは、2016年04月から導入される子供さんの為の「少額投資非課税制度」です。ぜひ、お子さんや、お孫さんの将来の資金作りのためのポイントとは……。

- ☆ 2016年1月より口座開設受付開始! (0~19歳の未成年者が口座開設できます) ⇒購入は2016年4月1日より
- ☆ 開設後は金融機関の変更はできません⇒1人につき1口座のみ。変更する場合は払い出し(過去の利益に課税)
- ☆ 1人当たり年間上限80万円(非課税期間は5年間) ⇒子や孫が複数いる場合は、「80万円×人数」・1人当たり5年間で最大400万円が非課税
- ☆ 投資信託等の新規購入に適用⇒非課税の対象は新規購入のみ
- ☆ 18歳になるまで支払制限あり⇒高校3年時の12月31日まで払出し不可
- ☆ 投資可能期間が終了しても20歳までは非課税! ⇒ジュニアNISAの投資期間は2016年4月~2023年12月末

ジュニアNISAの活用例

- ① 運用した資金はお子さまやお孫さんが18歳になるまで引き出せませんから、途中でご両親がほかの資金に充当することもなく、チャントかわいいお子さまやお孫さんの大学進学費用として活用できます。
- ② 「暦年贈与」の活用—「孫を持つ祖父母」からの贈与を利用「暦年贈与」+「ジュニアNISA」の活用はお孫さんに教育資金作りにピッタリです。



株式会社 みらいふ

<http://www.k-milife.co.jp>

mail:news@k-milife.co.jp

〒615-0885京都市右京区西京極午塚町30

TEL 075-863-0808